

台湾における県産酒商談会コーディネート業務委託基本仕様書

1 目的

台湾において、酒類輸入業者や飲食店関係者等向けに県産酒の品質の高さと美味しさをPRすることで、販路開拓・拡大につなげる。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

3 業務内容

上記目的を達成するために、山形県知事（以下「発注者」という。）は、事業実施者（以下「受注者」という。）に対し、下記の内容により本事業の委託を行う。事業の実施にあたっては、受注者は、発注者と十分調整を行うものとする。

実施業務：台湾における県産酒商談会コーディネート業務

実施時期：令和7年7月

実施場所：台湾台北市（ホテルメトロポリタンプレミア台北）

参加者：県産酒（日本酒、ワインなど）の製造事業者10社程度

業務内容：

① 商談会の企画等

商談会の実施計画、準備及び運営について、発注者と十分な連絡調整を図り実施すること。会場の確保及び会場側との調整は、発注者が行うものとする。

② 招待客の選定・手配

商談会の招待者は、輸入業者や小売店、飲食店経営者、シェフ、ソムリエなど、県産酒の輸出拡大に有力と判断される者を選定し、20者以上を招待すること。

③ 商談会の運営

ア 県産酒の品質の特長や美味しさを伝えるセミナーを実施すること。セミナー講師の確保は発注者が行うものとする。

イ 司会・進行や招待客対応など、イベントを円滑に運営すること。

ウ セミナー及び商談時の通訳（2名程度）の手配を行うこと。

エ 県産酒の輸出の参考となるよう、アンケートを実施・回収すること。

④ 報告

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、発注者に提出すること。

4 成果品の納品及び部数

(1) 受注者は、3④に規定する報告書を電子媒体（電子メールによる提出可）により提出するものとする。

(2) (1)の電子媒体には、イベントの様子が分かる写真（JPEG形式）を添付すること。

5 その他

(1) 受注者は契約締結後速やかに委託業務に着手しなければならない。

(2) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法等について発注者と協議

しながら進めることとする。

- (3) 受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報(個人情報を含む。)を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務による成果品の著作権は成果品の引き渡しが行われたときに、受注者から発注者に移転するものとし、発注者は当該成果品の内容を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用(公開、配布、放送等)することができるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。